

## はじめに



本市においては、『安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島』を目指して、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画として、平成 17 年 3 月に前期計画、5 年後の平成 22 年 3 月に後期計画を策定し、安心して産み育てることができる社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

そして、国においていわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることを受けまして、この新制度の円滑な運用を図るための計画として「津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市は、これまでも「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭に寄り添い、支えていく「地域の協育力の向上」を目指した施策を進めており、新制度の施行後もこの方向性に変わりはなく、「子ども・子育て応援都市、つしま」として家庭や地域等の取組を全力で支えていく所存です。

市民の皆様や子ども・子育て支援の関係者の皆様におかれましても、この趣旨にご賛同いただき、本事業計画に位置づけた取組への積極的なご参加と一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、各種のアンケート調査などでご意見をお寄せいただいた市民の皆様、子ども・子育て会議委員として協議を重ねていただきました委員の皆様、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

津島市長 日比一昭